

# 一般社団法人三重県建築士事務所協会トップページ広告掲載規則

制定 平成26年7月30日

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人三重県建築士事務所協会（以下「協会」という。）が管理するWEBページ（ホームページ）のトップページ（以下「協会トップページ」という。）への広告掲載を適正に行うため、一般社団法人三重県建築士事務所協会広告掲載規程（以下「協会規程」という。）に基づく広告掲載の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類・規格等)

第2条 協会トップページにおける広告の種類及び協会規程第4条に規定する広告の掲載位置、掲載枠数、規格等は次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告の種類 : バナー広告
- (2) 広告の掲載位置 : 協会トップページの別途募集時に定める所定の位置
- (3) 掲載枠数 : 別途募集時に定める
- (4) 規格 : 大きさ 縦50 ピクセル・横170 ピクセル  
形式 : GIF・JPEG  
データ容量 : 1枚あたり10KB 以下  
表示枚数 : 静止画 1枚まで

(広告の掲載基準)

第3条 前条に規定するバナー広告は、文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいい、協会規程第3条に規定する広告の掲載基準は、バナー広告本体だけでなくリンク先のホームページの内容についても適用する。

2 広告は、次に掲げる表現に留意し、作成しなければならない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動作をしたり、誤解を与えたりするおそれがないもの
- (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがないもの
- (3) 文字色と背景色のコントラストを十分にとり、また、背景に模様のある画像、写真等を使用する場合は文字の周りを縁取るなど文字を読みやすく配慮したもの
- (4) 文字、イラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮したもの

3 リンク先のホームページが次の各号のいずれかに該当するものは、広告を掲載しないものとする。

- (1) 協会規程第3条第1項各号に該当するもの
- (2) 他のホームページへのリンクを集合し、紹介するもの
- (3) 第9条第1項及び第2項に該当するもの

(広告の募集方法及び申し込み)

第4条 協会規程第6条の規定による広告の募集方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告掲載の募集は、広告枠を新たに設けたとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うものとし、募集方法は、原則として協会ホームページに募集要領等を掲載することにより募集するものとする。
- (2) 協会トップページへの広告の掲載を希望する者は様式第1号により協会に申し込むものとする。
- (3) 協会は、前項による申込みがあった場合で必要と認めるときは、広告掲載希望者に対し、広告掲載に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

- 第5条 協会は、前条の規定による申込みがあった場合は、募集期間終了後、速やかに第11条に規定する広告掲載審査会を開催し、規程第7条第1項に規定する順位により広告掲載を決定する。この場合、同じ順位のとときは、掲載希望月の総数の多いもの又は掲載実績のあるものを優先して選定することができる。
- 2 協会は前項の規定により協会トップページへの広告の掲載（不掲載）を決定したときは様式第2号により当該申込者に通知する。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1枠当たり月額1,500円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

- 2 広告主は、前項の規定による広告掲載料を、協会が指定した日までに、協会の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。ただし、前納することが困難な場合は、協会と協議のうえ、別途定める期日までに支払することができる。
- 3 広告主は、全期間分の掲載料を一括して支払いするものとする。ただし、全期間分の掲載料を一括して支払いすることが困難な場合は、協会と協議のうえ、分割支払いすることができる。
- 4 広告掲載料の減免については、別に定めるものとする。

(広告掲載料の返還)

第7条 協会は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、前条の規定により定めた広告掲

載料に基づき、日割計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1か月単位につき1日未満の場合は、返還しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる理由により、協会が協会ホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が2日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。
  - (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
  - (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合
- 3 協会は、協会規程第8条の規定により広告掲載を取り消した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。
- 4 協会は、規程第9条の規定による広告掲載の取下げを受理した場合において、既に広告掲載料が支払済みのときは、支払い済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取下げを受理した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。
- 5 前各項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

#### (広告原稿の作成)

- 第8条 広告主は、原則として広告掲載開始日から起算して14日前までの協会の指定する日までに、原稿を協会の指定する場所に提出するものとする。
- 2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。
  - 3 協会は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第2条、第3条、第9条、及び協会規程第3条の規定に違反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

#### (広告の表現)

- 第9条 広告の禁止表現は、原則として次に掲げるものとし、いずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。
- (1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等のボタン
  - (2) アラートマーク
  - (3) ラジオボタン
  - (4) 入力できるように見えるもの
  - (5) プルダウンメニュー
  - (6) 閲覧者が協会ホームページのコンテンツの一部であるかのように誤解するおそれがあるもの
  - (7) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
  - (8) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
  - (9) 実際には機能しないもの

(10) その他広告の表現として適当でないとして協会が認めるもの

- 2 広告の制限事項は、広告の表現、動き及び配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認める場合とし、制限に反する場合は、その広告の掲載を認めない。
- 3 前各項のほか協会トップページへの広告の表現に関して必要な事項は別に定める。

(広告原稿及び広告リンク先の変更)

- 第10条 広告主は、広告原稿及び広告のリンク先を変更する場合は、変更しようとする日から起算して、1月前までに変更案を協会に届け出るものとする。ただし、広告原稿及び広告リンク先の変更については、それぞれ1か月あたり2回を上限とする。
- 2 協会は前項の変更内容が第2条各号及び第3条1項及び2項に該当し、かつ、規程第3条及び第3条第3項並びに第9条のいずれにも該当しないときは、広告を変更することができる。

(審査会)

- 第11条 協会規程第11条の規定により、協会トップページに掲載する広告の可否を審査するため、一般社団法人三重県建築士事務所協会トップページ広告掲載審査会(以下「トップページ審査会」という。)を設ける。
- 2 トップページ審査会は別表1のとおり委員長及び委員をもって構成する。
  - 3 委員長は、必要と認めるときは、あらかじめ当該広告に関連する事業を所管する委員会等に意見を求めることができる。
  - 4 委員長は、必要と認めるときは、当該広告に関連する事業を所管する委員会の委員長を臨時委員に指名することができる。
  - 5 トップページ審査会の会議は、委員長がその議長となる。
  - 6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
  - 7 トップページ審査会の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、委員長が招集する。
    - (1) 審議事項に係る案件を有する事務局等から、会議の開催依頼があったとき。
    - (2) 広告内容等に疑義が生じた場合において委員長が必要と認めたとき。
  - 8 トップページ審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
  - 9 トップページ審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
  - 10 委員長は、必要があると認めるときは、トップページ審査会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第12条 トップページ審査会の庶務は、協会事務局において処理する。

(協議)

第13条 この規則に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協会と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第14条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟は、津地方裁判所に提訴するものとする。

(規則の改廃)

第15条 この規則は、理事会の決議を得なければ改廃できない。

附則

1 この規則は平成26年7月30日から施行する。

別表1 (第11条関係)

トップページ審査会委員

委員長 広報渉外委員長

委員 正副会長、常任理事、広報渉外副委員長

臨時委員 関連委員会委員長

## 一般社団法人三重県建築士事務所協会ホームページバナー広告表現ガイドライン

### (目的)

第1条 このガイドラインは、一般社団法人三重県建築士事務所協会が管理するホームページに掲載する広告について、一般社団法人三重県建築士事務所協会広告掲載規程、一般社団法人三重県建築士事務所協会トップページ広告掲載規則及び一般社団法人三重県建築士事務所協会広告掲載基準に規定するもののほか、バナーのデザイン等に関して必要な事項を定めるものとする。

### (広告の禁止表現)

第2条 バナー広告では、次の表現を含んだ広告は使用できない。

- (1) 「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) あたかも選択ができるかのような表示 (ラジオボタン)
- (3) あたかも文字が入力できるような表示 (テキストボックス)
- (4) あたかも下に選択肢があるかのような表示 (プルダウンメニュー)
- (5) アニメーションGIF、透過GIF
- (6) その他、視覚的に適当でないと認められる表現

### (広告の色調)

第3条 バナー広告で使用する文字は、背景色とのコントラストを十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真等を使用する場合は文字の輪郭をはっきりさせるなどして、文字を見やすくするように配慮しなければならない。

### (広告の解像度)

第4条 文字やイラスト等は、解像度を高くし、鮮明に見えるようにしなければならない。

### (ガイドラインの改廃)

第5条 このガイドラインは、理事会の決議を得なければ改廃できない。

### 附 則

このガイドラインは、平成26年7月30日から施行する。